

2017年11月15日

受益者の皆さまへ

フィデリティ投信株式会社

「フィデリティ・USリート・ファンド B(為替ヘッジなし)」の 分配金について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は「フィデリティ・USリート・ファンド B (為替ヘッジなし)」(以下「当ファンド」)に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、第167期(2017年11月15日)の決算を迎え、分配金をこれまでの70円から35円引き下げ、35円(1万口当たり／税込)に変更することと致しました。

当ファンドの総合収益(トータル・リターン)は中長期的に堅調に推移しております。しかし、安定した収益分配を継続するとともに、中長期的な基準価額の上昇を目指すために、この度分配金を引き下げることに致しました。

次ページ以降におきまして、分配金の引き下げの背景や当ファンドの運用状況等について、Q&A形式でご説明致しますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ってまいりますので、今後とも当ファンドに一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

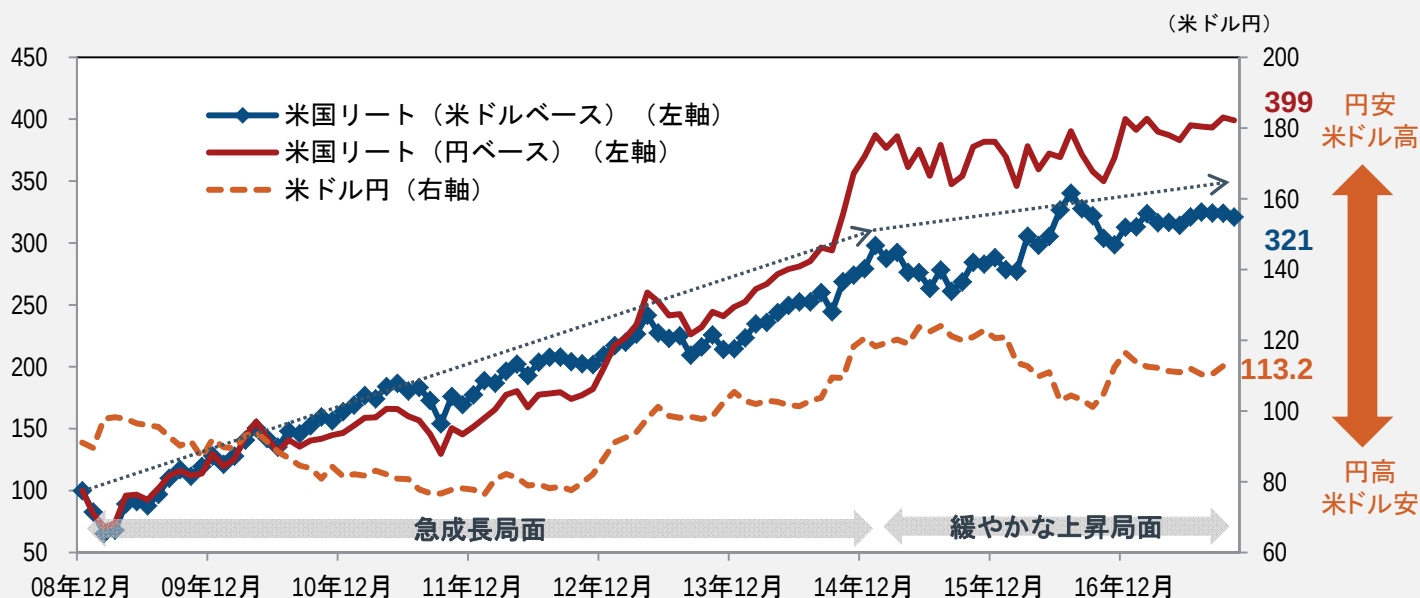
Q1

分配金を引き下げた理由を教えてください。

- ① 米国リートは、今後も堅調に推移していくと見込まれるものの、2009年以降8年連続(米ドル、年間ベース)の上昇相場を経験し、急成長局面から緩やかな上昇ペースに移行してきたこと。
- ② 分配金をお支払いした後の基準価額が緩やかに低下してきたこと。

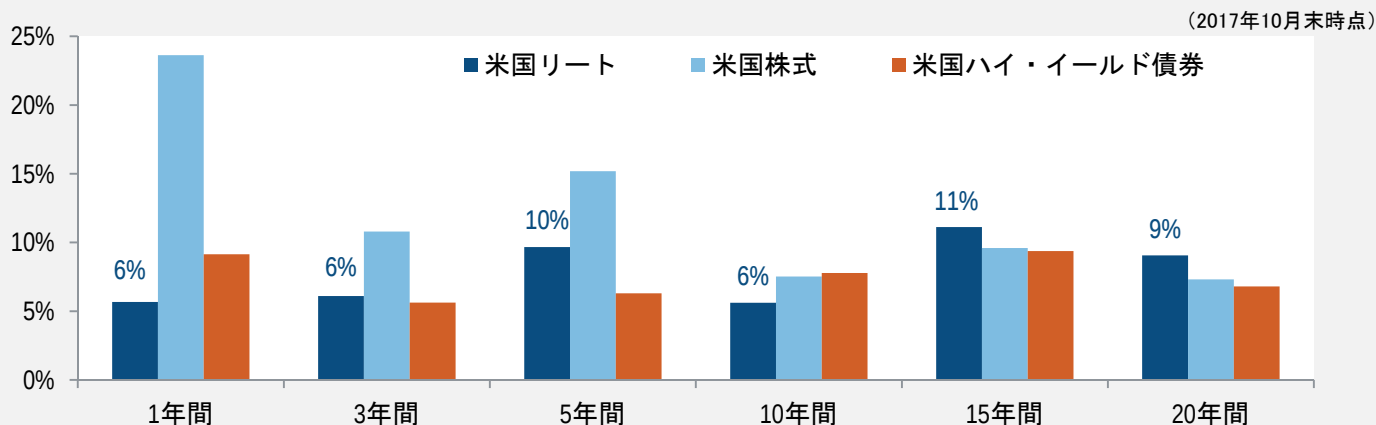
こうした現状をふまえ、安定した収益分配を継続するとともに、中長期的な基準価額の上昇を目指すために、米ドルベースでの中長期的な総合収益(トータル・リターン)を勘案し、分配金を引き下げることにいたしました。なお、中長期的な米ドルベースでの米国リートのリターンは1桁後半～10%程度となっています。(図②参照)

① 米国リート(米ドルベース、円ベース)と米ドル円の推移



(注) Thomson Reutersよりフィデリティ投信作成。米国リートはFTSE NAREIT Equity REITsインデックス。期間初を100として指数化。米ドル円は実数値、三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用。2008年12月末～2017年10月末。

② 米国リートとその他米国資産の騰落率(年率換算)



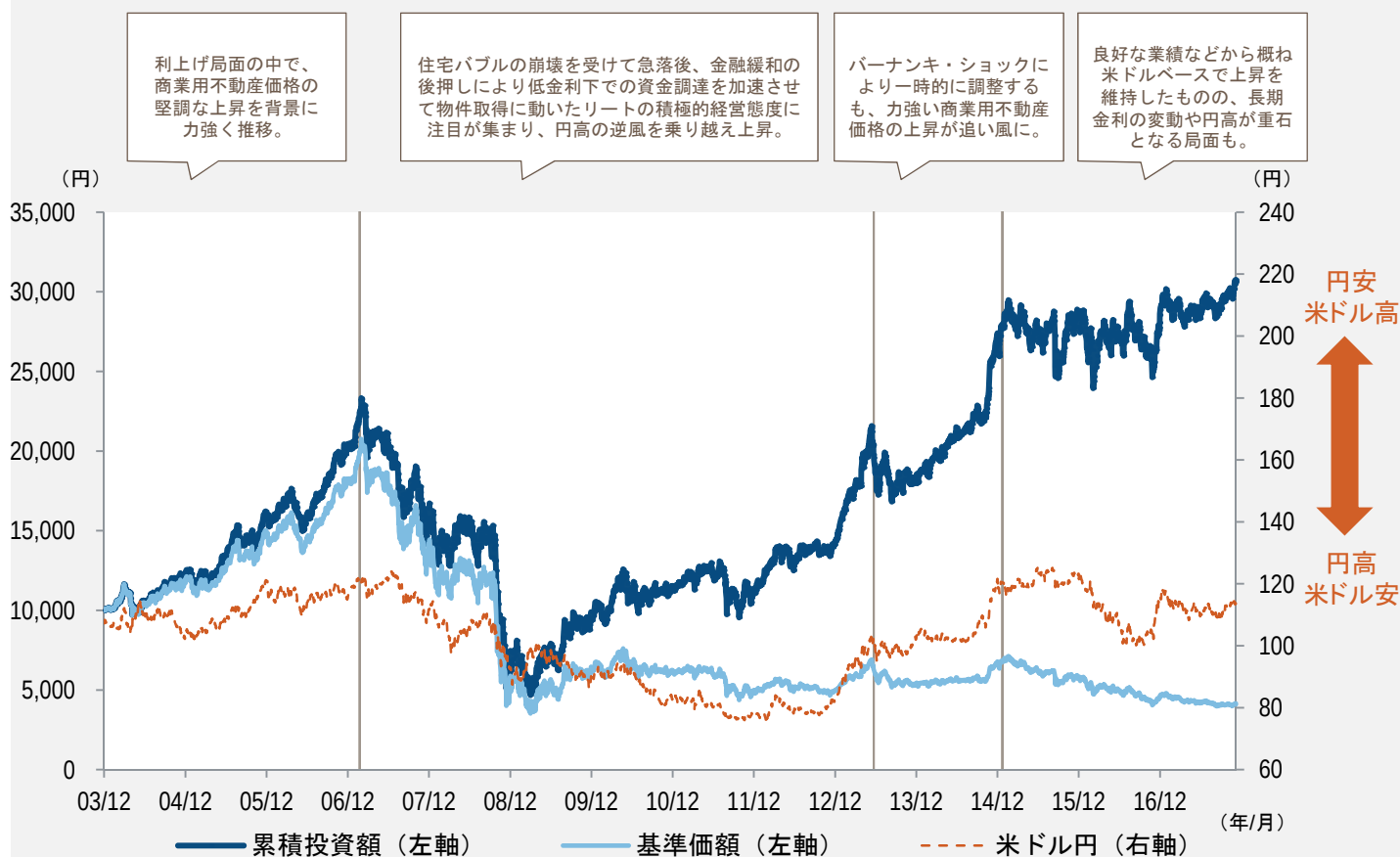
(注) Thomson Reuters、RIMESよりフィデリティ投信作成。トータル・リターン。課税前・諸費用控除前。米国リートはFTSE NAREIT Equity REITsインデックス、米国株式はS&P500種指数、米国ハイ・イールド債券はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・インデックスを使用。すべて米ドルベース。2017年10月末時点。

フィデリティ投信株式会社

- 基準価額は、2015年半ば以降は概ね継続的に5千円台後半で推移していたものの、2016年8月以降は4千円台にて推移し、2017年に入ってからは一時的に4千円台を下回ることもありましたが、2017年11月15日時点では35円の分配金支払後で4,109円となっています。
- なお、2003年12月の設定以来の累積投資額は、金融危機の影響や円高なども乗り越えながら、2017年11月15日時点で30,647円となっています。

※累積投資額と分配金支払後の基準価額の差は、分配金の支払いによるものです。

③ 当ファンドの累積投資額と基準価額および米ドル円の推移 (2003年12月9日(ファンド設定日)～2017年11月15日)



過去5年における当ファンドの累積投資額と基準価額および米ドル円 (2012年12月末～2017年10月末)

	2012年12月末	2013年12月末	2014年12月末	2015年12月末	2016年12月末	2017年10月末
累積投資額	15,290	18,847	27,950	28,835	29,290	29,559
基準価額	5,229	5,456	6,836	5,814	4,666	3,997
米ドル円	86.6	105.4	120.6	120.6	116.5	113.2

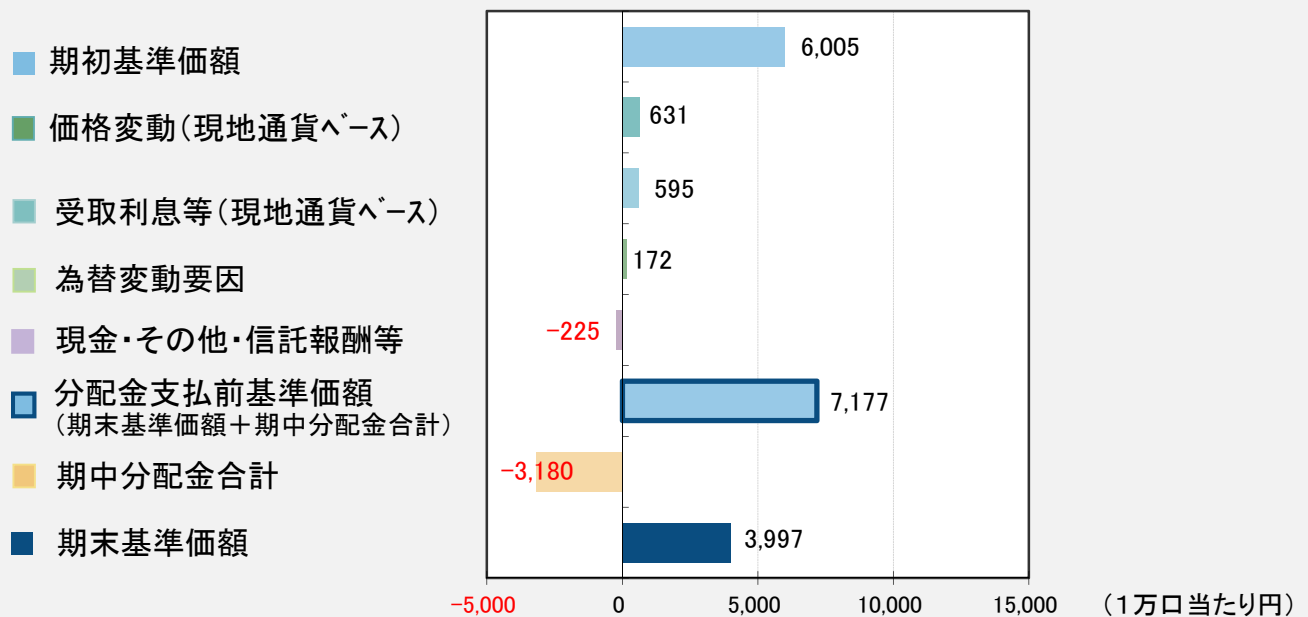
(注)フィデリティ投信作成。累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。基準価額は運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。為替は三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用。

【ご参考】当ファンドの基準価額変動の要因分析

- 基準価額は、主な投資先である米国リートの価格変動、配当収入、為替変動、信託報酬などの費用、分配金の支払いなどにより変動します。
- 過去3年間を振り返ると、2014年10月末に6,005円でスタートした基準価額は、堅調な米国リート相場や着実な配当収入、さらには円安米ドル高による為替益により、信託報酬等を控除した後の分配支払前基準価額で7,177円となりました。また、この期間に80円の分配を3カ月間(2014年11月～2015年1月)、100円の分配を21カ月間(2015年2月～2016年10月)、70円の分配を12カ月間(2016年11月～2017年10月)お支払いしたことから、総計3,180円が分配金として支払われた結果、2017年10月末の基準価額は3,997円となりました。

【ご参考】過去3年(2014年10月末～2017年10月末)の要因分析

当ファンドの基準価額変動の要因分析



(注) 基準価額騰落の要因分析は概算値です。それぞれの値は円未満を四捨五入により表示していますので、合計額が一致しない場合があります。基準価額は運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。分配金は税込で表示しております。



ポートフォリオ・マネージャー
スティーブ・ビューラー

Q2

米国リートの今後の見通しを教えてください。

保有物件の大半が国内資産である米国リートにおいて、
米国経済が「適温」で成長を続ける現在の状況は、
最も望ましい投資環境であると考えています。

1

過去に比べて良好なファンダメンタルズ:

米国リートは米国の景気拡大の恩恵を受けられる資産です。景気拡大に伴い、企業活動が活性化することにより、オフィスなどのテナント需要が高まります。現在、米国リートが保有する物件の稼働率は95%程度と、実質フル稼働状態です。こうしたことから、賃料は概ね各都市・各セクターで上昇基調を保つでしょう。

2

バブルの兆候である過剰供給は見当たらない:

現在、米国リートは9年目の上昇局面に入っています。しかし、過去のバブル崩壊の背景にあった過剰供給は見当たりません。寧ろ、銀行融資の厳格化、人件費の高騰、木材などの資材価格の上昇を背景に全体的な供給は過去に比べて抑えられており、これらは保有物件の賃料上昇につながっています。

3

長期金利の上昇が与えるマイナスの影響は限られる:

短期的な長期金利の動向に過度に市場が反応する状況が昨今見受けられます。しかし、米国リートは金融危機以降に借り換えを目的とした債券発行を増やし、償還期限の長期化や利払いの固定化などにより財務体質の健全性の向上に努めてきました。来年以降も長期金利は2.75%程度を上限に推移すると見込んでおり、米国リートにとって借入れコストが増えるという点で警戒すべき4%程度の水準には、当面到達しないと考えられます。

4

株式などに対して高まる出遅れ感:

過去一年を振り返ると、金利上昇への警戒感、一部小売などで台頭した業績懸念が投資家心理を冷やしたことから米国株式に対して米国リートは出遅れてきました。今後は、着実に拡大を続ける業績を反映した水準に戻ると期待されます。

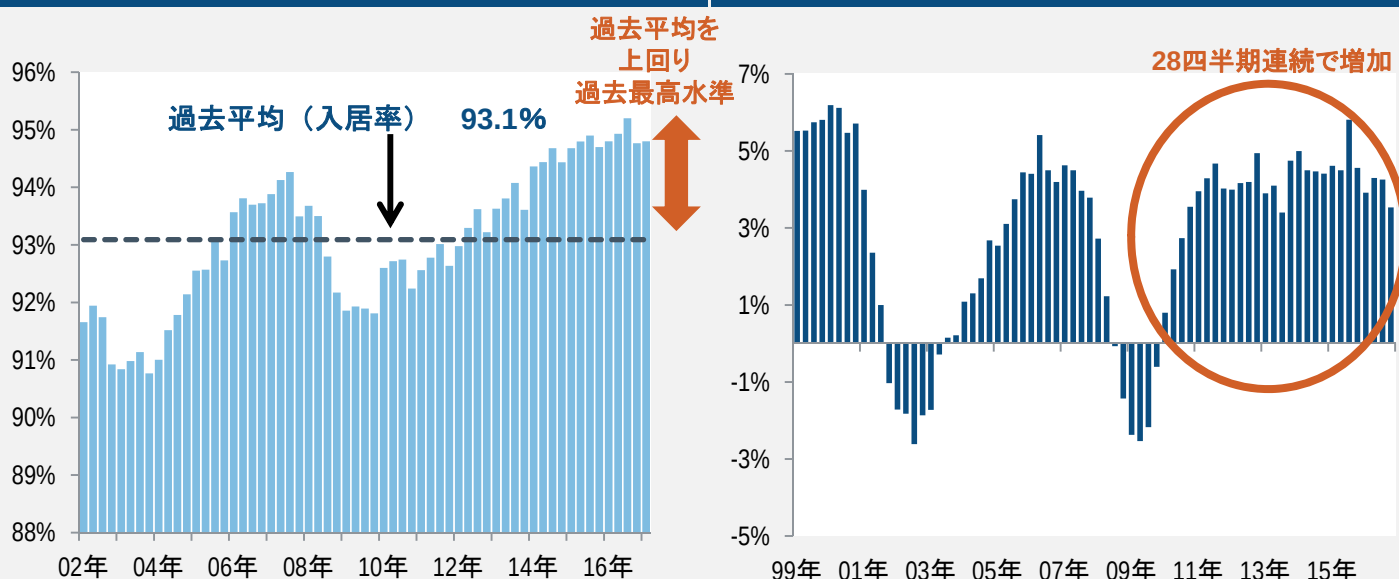
5

当面は着実な業績拡大が相場を支える:

2010年第3四半期以降、米国リートの営業純利益(NOI)*は拡大基調を維持しています。成熟期に入っていることから拡大のペースこそ徐々に落ち着く可能性はありますが、今後も当面は拡大基調を維持すると見込まれ、現在の割安な状態にある米国リート相場は業績を反映した適正な水準に戻ることが期待されます。

① 米国リートの保有不動産の入居率

② 米国リートの保有不動産の営業純利益(NOI)*成長率



(注) FMR Co., Citi Researchよりフィデリティ投資作成。入居率の期間は2002年第2四半期～2017年第2四半期。

NOI成長率の期間は1999年第3四半期～2017年第2四半期。*営業純利益は、NOI(エヌ・オー・アイ、Net Operating Income)つまり不動産賃貸業から得られるキャッシュフローを示すものです。

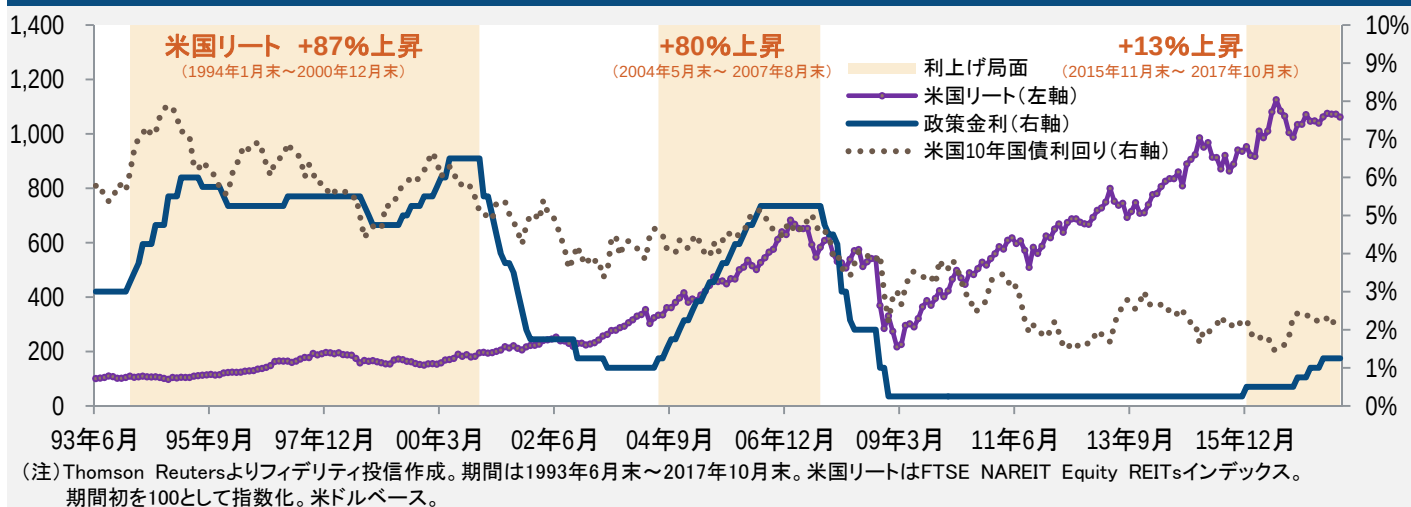
Q3

政策金利引き上げの、米国リートへの影響を教えてください。

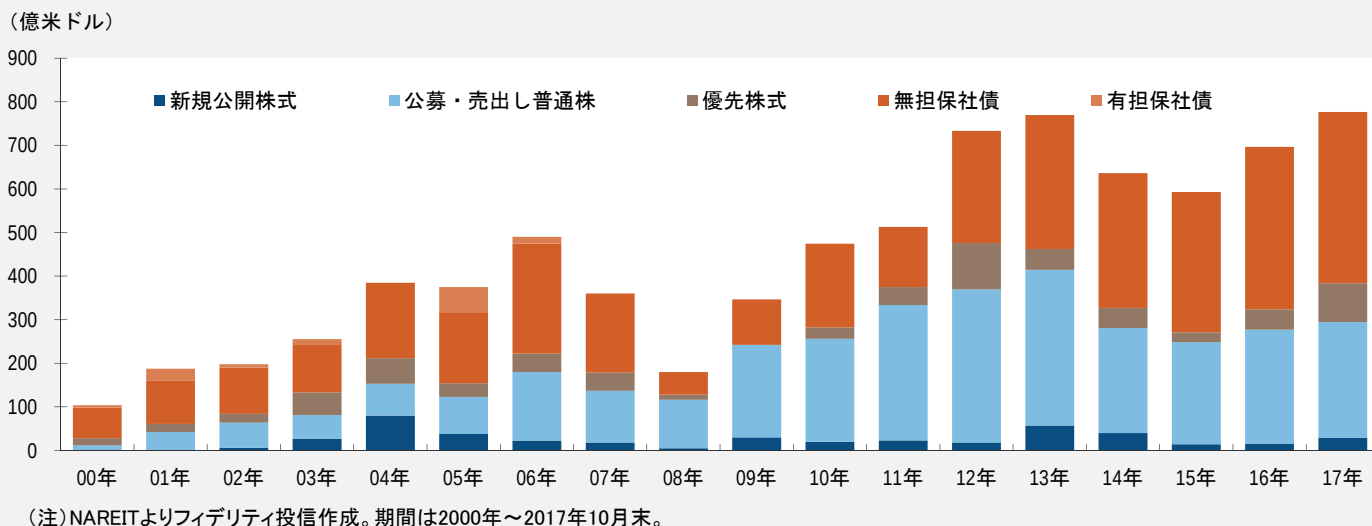
長期金利の上昇が抑制されている環境下では、米国リートは堅調に推移してきました。

- 米国では今後も緩やかながら政策金利の引き上げが想定されます。政策金利の上昇は借り入れコストの増大をもたらす米国リートの業績を圧迫すると考えられがちです。しかし実際には、政策金利の引き上げは将来のインフレ率上昇を抑え、結果的に長期金利の上昇を限定的なものとする可能性があります。また、米国リートの場合には社債を発行して資金調達を行うことがありますが、これまでの低金利時代を追い風に低い金利で債券発行を旺盛に行い、全体としての借り入れコストを圧縮するとともに、償還期限を長期化する努力を行ってきました。こうしたことから、4%を超えるような長期金利の上昇が急激に起こるような場合を除いて、しばらくは業績への悪影響は限定的だと考えられます。
- なお、実際の業績ではなく米国リート相場という観点では、政策金利の引き上げや長期金利の僅かな上昇であっても投資家が過度に警戒し、相場が一時的に調整することが起こる可能性があります。ただ、継続的に政策金利の引き上げが必要になるような好景気の下では、過去がそうであったように、不動産価格が上昇するなどリートのファンダメンタルズが改善することから、最終的にはリート価格の良好な値動きが期待できるでしょう。

① 政策金利引き上げ期間における米国リートと長期金利の推移



② 米国リートの資金調達額の推移



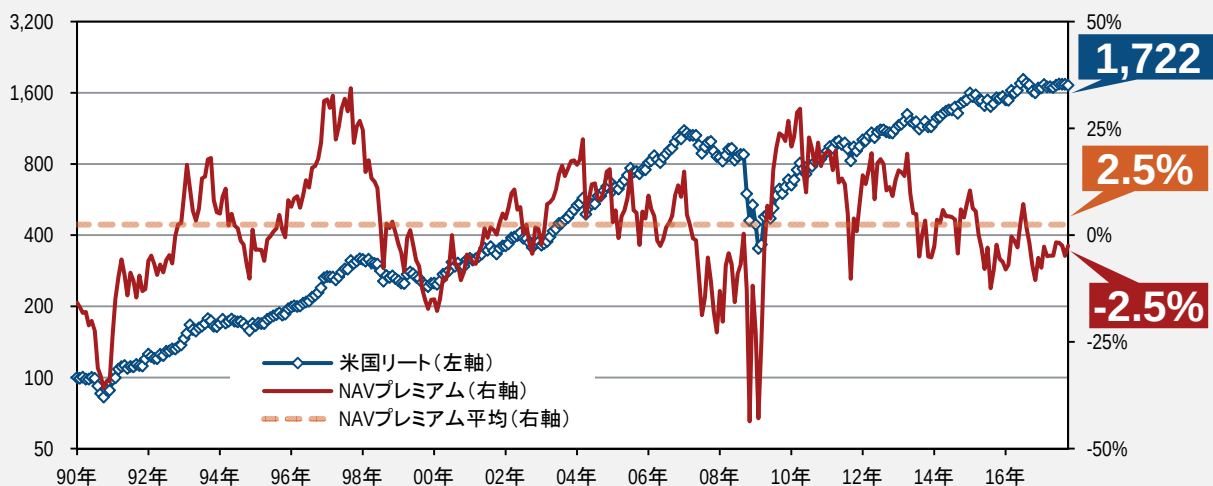
Q4

米国リートの価格水準について教えてください。

過去と比較して魅力的な水準と言えます。

- 米国リートのNAVプレミアムは、過去平均を下回り割安な水準です。これは、保有する商業用不動産がリーマン・ショック以降に個人向け倉庫やショッピングモール、住宅など幅広く上昇した一方で、米国リートの価格については長期金利上昇への過度な反応やeコマース台頭による小売セクターへの懸念などから軟調となったことが要因です。
- また、米国10年国債の利回りと米国リートの配当利回り格差も過去平均を上回って拡大しています。
- こうしたことから、前述した良好なファンダメンタルズを鑑みると、魅力的な水準であると考えられます。

① 米国リートとNAVプレミアムの推移



(注)FMR Co、グリーン・ストリート・アドバイザーズよりフィデリティ投資作成。期間は1990年1月末～2017年10月末。
米国リートはFTSE NAREIT Equity REITsインデックス。期間初を100として指数化、対数グラフで表示。米ドルベース。

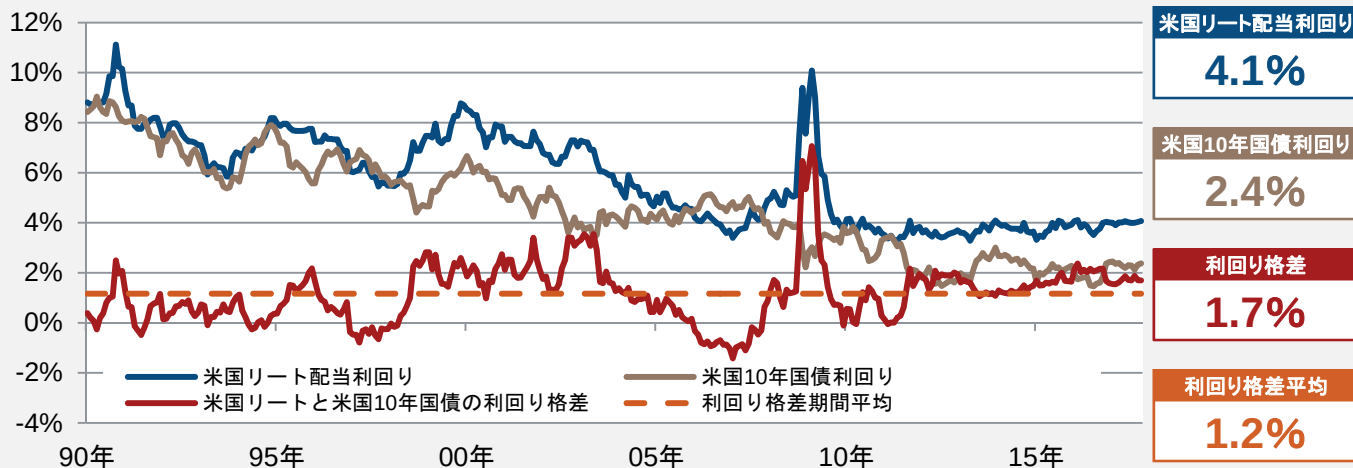
NAVは、純資産価値
(資産-負債)を意味します。
NAVプレミアムは右の式で
算出します。

$$\text{NAVプレミアム} = \frac{(\text{1口当たりリート取引価格} - \text{1口当たりNAV})}{\text{1口当たりNAV}}$$

NAV
プレミアム
1口当たり
NAV

1口当たり
リート取引価格

② 米国リートの配当利回り等の推移



(注)NAREIT、Thomson Reutersよりフィデリティ投資作成。1990年1月末～2017年10月末。米国リートはFTSE NAREIT Equity REITsインデックス。

Q5

分配金が引き下げられたということは、今後の当ファンドの運用実績に期待できないということですか？

運用実績は分配金や基準価額だけでは判断できません。運用実績を確認するためには、累積投資額を見ることが重要です。

- 分配金は大切ですが、ファンドの運用実績は、基準価額の変動と設定以来お支払いした分配金を再投資したものの合計で評価されます。
- 当ファンドの運用実績である累積投資額(ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額)や、累積リターン(収益分配金を再投資することにより算出された収益率)は、当ファンド設定以来、長期的に堅調に推移しています。また前述の通り(Q2を参照)、今後の投資環境も引き続き良好であると考えられます。
- なお当ファンドの累積投資額や累積リターンは、毎月発行される月次運用レポートでご確認いただけます。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は低下します。分配金が減少した場合、引き下げられた分配金相当額は、ファンドの純資産に留保されますので、基準価額の下支え要因となります。

Q6

フィデリティの分配金決定の考え方は？

毎月・四半期分配型のファンドについては、以下の考え方に基づいて決定しています。

- 分配金は、ファンドの運用成果である総合収益(トータル・リターン)を主たる判断基準として決定します。
- 総合収益(トータル・リターン)は短期ではなく中期のトレンド、今後の予想、投資環境などを勘案して判断します。
- 分配金の頻繁な変動をさけるため、中期的な分配水準の安定性を考慮して判断します。

Q7

分配金が今後変更されることはありますか？

分配金は収益分配方針に基づき決定され、今後見直しが必要と判断された場合には変更されることがあります。

- 毎決算時に収益分配方針に基づき分配金額が決定されます。基準価額の水準や投資環境等を総合的に勘案し、見直しが必要であると判断された場合には、分配金額を変更する場合があります。

Q8

分配対象額(分配原資)はどのような状況ですか？

第167期決算日(2017年11月15日)時点の分配対象額は、1万口当たり約8,331円*です。

- 分配金は分配対象額だけでなく、収益分配方針に基づき決定されます。

*運用報告書発行前の数値であり今後変更される場合があります。

フィデリティ・ USリート・ファンド

A (為替ヘッジあり) /
B (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 不動産投信

投資方針

- 1 主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）に投資を行ないます。
- 2 ファンドの配当利回りがベンチマーク以上となることを目指して運用を行ないます。
- 3 ポートフォリオの構築にあたっては、長期的に潜在成長性の高いリートを選定し、組入れリートのセクターや地域配分の分散を考慮します。
- 4 組入れリートの選定に際しては、リート専任の調査・運用スタッフによる投資価値の分析に加え、米国および世界の主要拠点の株式アナリストによる企業調査情報も活用されます。
- 5 マザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーに、運用の指図（為替ヘッジ取引を除きます。）に関する権限を委託します。

※「フィデリティ・USリート・ファンドA（為替ヘッジあり）（以下「Aコース」といいます。）／フィデリティ・USリート・ファンドB（為替ヘッジなし）（以下「Bコース」といいます。）」は主としてマザーファンドに投資を行ないます。上記の投資方針はファンドの主要な投資対象である「フィデリティ・USリート・マザーファンド」の投資方針を含みます。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドの主なリスク内容について

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

為替変動リスク

Aコースは為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。Bコースは為替ヘッジを行わないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

リートに関わるリスク

- ・ リートの保有する不動産に関するリスク
リートは主として不動産に投資するため、不動産の評価額がリートの価格の決定に大きな影響を与えます。したがって、リートが投資する不動産の状況の違いにより、リートの価格や配当率は影響を受けます。
- ・ リート経営に関するリスク
リートは法人組織であり、その運営如何によっては、収益性や財務内容が大きく変動する場合があります。
- ・ リートに係る規制環境に関するリスク
リートに関する法律、税制、会計など規制環境の変化により、リートの価格や配当率が影響を受けます。
- ・ 不動産市場に関するリスク
リートの主な収益は、保有不動産からの賃貸収入が占めています。したがって、不動産市況や空室率の変動により、リートの価格や配当率は影響を受けます。
- ・ 金利リスク
リートによる資金の借り入れ状況によっては、金利変動による借り入れ返済負担の増減により、リートの価格や配当率が影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

エマージング市場に関わる留意点

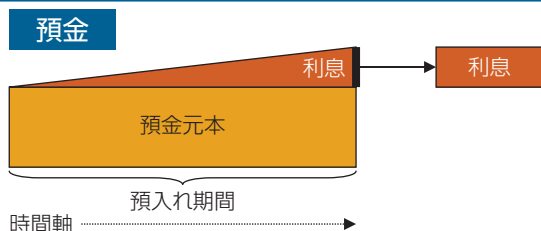
エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

ベンチマークに関する留意点

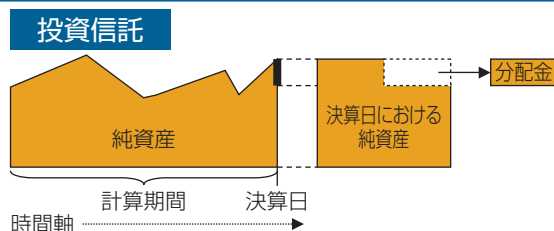
ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。



(注) 預金は定率の円建て預金をイメージして記載しています。
預金元本は必ずしも全額保証されているものではありません。

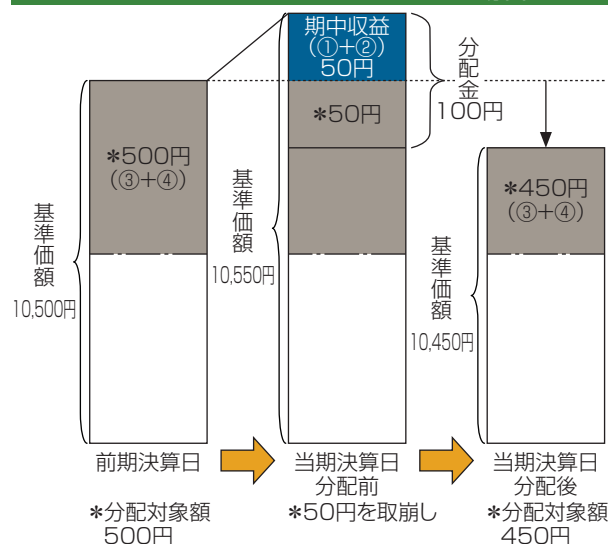


(注) 投資信託の純資産から支払われる分配金をイメージして記載しています。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

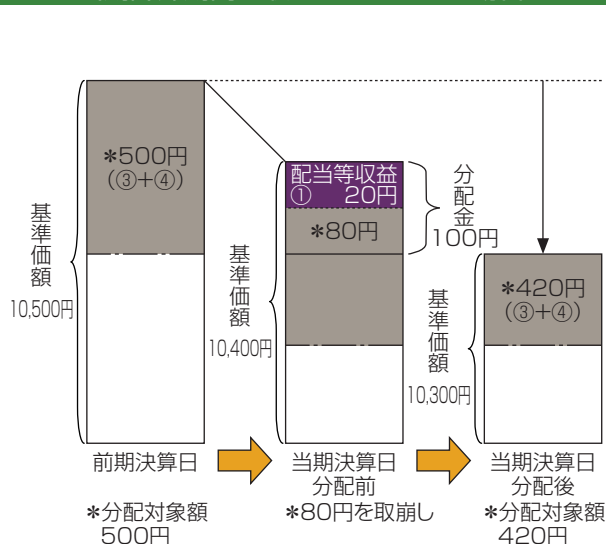
前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合

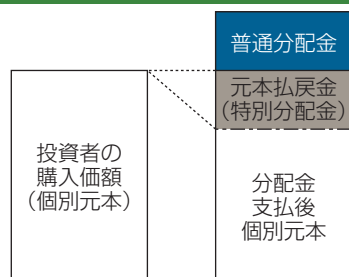


投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

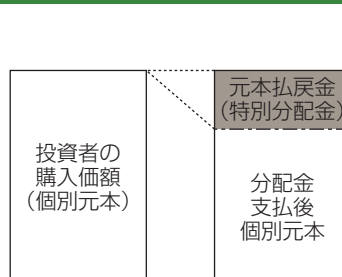
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



- ・「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
- ・「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

フィデリティ・USリート・ファンド A (為替ヘッジあり) / B (為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／不動産投信

商品の内容やお申込みの詳細については

委託会社	フィデリティ投信株式会社
インターネットホームページ	http://www.fidelity.co.jp/fij/
フリーコール	0120-00-8051 受付時間：営業日の午前9時～午後5時または販売会社までお問い合わせください。
留意点	ご購入、ご換金およびスイッチングの受付については、原則として、毎営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日と同日の場合は除きます。）の午後3時まで受け付けます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

その他のファンド概要

設定日	2003年12月9日
信託期間	原則として無期限
ベンチマーク	Aコース：FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込/円ヘッジ指数）*1 Bコース：FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込/円ベース指数）*2 *1 FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込/円ヘッジ指数）は、FTSE International Limitedが発表する税引前配当金込の現地通貨ベース指数から為替ヘッジコストを考慮して委託会社が算出しています。 *2 FTSE NAREIT Equity REITs インデックス（税引前配当金込/円ベース指数）は、FTSE International Limitedが発表する税引前配当金込の現地通貨ベース指数を株式会社三菱東京UFJ銀行が発表する換算レートをもとに委託会社が算出しています。 ※FTSE NAREIT Equity REITs インデックスは、FTSE International Limitedにより算出されている米国の代表的なREIT指数です。インデックスに関するすべての権利は、FTSE International LimitedおよびNAREITに帰属します。
収益分配	毎月15日（ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額 ご換金代金の支払開始日は原則として換金申込受付日より5営業日目以降になります。
スイッチング	販売会社によっては、各コース間にてスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご換金にあたっては、通常のご換金と同様に信託財産留保額及び税金がかかります。 ※なお、販売会社によってはスイッチング手数料がかかる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

ファンドに係る費用・税金

購入時手数料	3.78%（税抜3.50%）を上限として販売会社がそれぞれ定める料率とします。
換金時手数料	なし
運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対し年率1.512%（税抜1.40%）
その他費用・手数料	・組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等がファンドより支払われます。（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示できません。） ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等がファンドより差し引かれます。（ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。）
税金	原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。
信託財産留保額	基準価額に対し0.30% ※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	フィデリティ投信株式会社 【金融商品取引業者】 関東財務局長（金商）第388号 【加入協会】一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 投資信託財産の運用指図などを行ないます。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡などを行ないます。
運用の委託先	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（所在地：米国） 委託会社よりファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図（為替ヘッジ取引を除きます。）を行ないます。
販売会社	販売会社につきましては、委託会社のホームページ（アドレス： http://www.fidelity.co.jp/fij/ ）をご参照または、フリーコール：0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）までお問い合わせいただけます。 ファンドの募集の取扱い、一部解約の実行の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払などを行ないます。

- 当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入しておりません。
- 「フィデリティ・USリート・ファンドA（為替ヘッジあり）/B（為替ヘッジなし）」が投資を行なうマザーファンドは、主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている不動産投資信託（リート）を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。また、ファンド自身で直接、リート等の有価証券に投資することもあります。
- ファンドの基準価額は、組み入れたリートやその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、リートが組み入れた不動産の値動きやリートおよびその他の有価証券の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。リートの投資対象は、主として米国の不動産であること

- から、投資家は、ファンドに投資することにより、実質的に主として米国の不動産へ投資を行なっていることになります。従って、投資家は、有価証券のみを運用対象とする他のファンドへ投資する場合とは異なる種類のリスクを併せて有することになります。また、リートの価格や配当率は、リートそのものの市場での需給関係やリートが保有する不動産の価値の変動による影響を受けます。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。
- ご購入の際は投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。
 - 投資信託説明書（交付目論見書）については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ（<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照ください。
 - 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
 - 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

■フィデリティ・USリート・ファンド B(為替ヘッジなし) 販売会社情報一覧(順不同)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
いよぎん証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第16号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○		○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○		○	
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第20号	○			
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○		○	
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○	○		
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社八千代銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○			

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○		○	
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

* 上記情報は当資料作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

IM171115-4 CSIS171115-4

詳しくはこちらをご確認ください



<https://video.fidelity.tv/view/bunpai-usreit>